

## 「労働権」論序説のための試論

馬 渡 淳一郎

1. はじめに
2. 「労働権」思想の発展  
(以下次号)

### 1. はじめに

わが国で「労働権」(Right to Work, Recht auf Arbeit, Droit au Travail)が法律学上の論議の対象とされたのは、主として第二次大戦後日本国憲法27条1項に「勤労権」の規定がおかれてから以後、折からの失業問題との関連でその問題性を触発されつつ、「勤労権」の解釈論が展開された昭和20年代のことであろう。<sup>①</sup>戦後日本経済の壊滅と復興の過程が終り、失業問題が緩和されるとともに、「労働権」に関する研究や論争も下火になったように思われる。

戦前においては、大正7年に福田徳三「労働権労働全収権及び労働協約」(「経済学考証」137頁以下所収)、大正13年にアントン・メンガー著、森

---

① 戦後初期の文献として、石井照久「労働権」、石川吉右衛門「勤労権」(国家学会編「新憲法の研究」所収)、河村又介「労働権の理論」(法学新報745)、菊池勇夫「労働基本権について」(法哲学四季報4)、杉之原舜一「労働権」(法哲学四季報4)、法学協会「註解日本国憲法」、我妻栄「基本的人権」(国家学会編「新憲法の研究」所収)。20年代末に、角田豊「失業労働法の背景」(学会誌労働法4)、沼田稻次郎「団続権擁護論」などが現れている。

戸辰男訳の「全労働収益権史論」があらわれ、また菊池勇夫「労働法」新法学全集84頁（昭和13年）には「労働権」に関する説明がある。このほか失業に関する重要文献として、豊原又男「職業紹介制度の変遷」（昭和18年）、失業労働者同盟・失業対策同志会「失業問題厳書」（昭和3年）、森田良雄「失業補償論」などがある。

しかし、「労働権」が法学上の問題としてひろく取りあげられるための諸条件は熟していなかった。すなわち深刻な失業問題こそ存在したけれども、労働組合運動の意識や力量、および労働権の実定法的基礎に欠けるところがあったし、メンガーの著書はそれ自身よりも、むしろエンゲルス（直接にはカウツキーの筆になる部分が多いと思われる——マルクス・エンゲルス全集21巻645頁）の「法曹社会主義」批判によって有名になる傾向がみられた。

ところで昭和20年代に「労働権」が考察される場合の主要な国内法上の基礎としては、労働基準法を別にすれば職業安定法、緊急失業対策法、失業保険法の失業3法に代表される失業対策の法しか存在しなかったのである。

しかるに今日では、雇用対策法をはじめとする多数の雇用対策関係法が成立している。失業対策から雇用対策へと、労働政策は質的变化をとげているのである。これはわが国だけの現象ではなく、世界的に完全雇用政策ないし積極的労働力政策が展開され、ILOでもこれに取り組んでいることは周知のとおりである。<sup>②</sup>このような状況の中でわが国の労働運動もまた雇用に関する諸法規や「労働権」について関心を深めている。

以上のような社会的事実の発展に即して、今日あらためて「労働権」の問題を検討してみる必要性があると思われる。本稿はこのような問題意識から「労働権」の現代的な意義と性格を明らかにしようとするものである。

---

② 国際的な動向について、さしあたりつぎの文献がある。住栄作「雇用政策の理論と展開」、加藤武徳「わが国雇用法制の考察」、江下孝「完全雇用一問題と政策一」、労働者労働統計調査部訳「各国の雇用・失業及び完全雇用政策」、労働省失業対策部「わが国失業対策の現状と問題点」、ILO事務局長報告「世界雇用計画」。

## 2. 「労働権」思想の発展

「労働権」思想の歴史を思想的に詳述することは、ここでの目的ではない。法律学の観点から、「労働権」思想の内容とその系譜を明らかにすれば足りる。このような観点からすれば、「労働権」思想は、つぎのようにその発展をあとづけることができるであろう。

(1) 古い時代に遡れば、イギリスの職人規制法 Statute of Artificers, 1563による徒弟強制 compulsory apprenticeship や救貧法にもとづく労役場 Workhouseは、国家の貧民に対する職能や労働機会の授与の機能を果たしている。しかし「労働権」は歴史的にも論理的にも「労働の自由」の確立を前提とする思想である（後述するように「労働権」は自由権として理解される場合がある。この場合は労働権は「労働の自由」そのものである）。したがって、「労働の自由」の確立以前のこれらの制度は、「労働権」思想の具体化ではなく、また当時「労働権」思想がこれらの制度の背景として存在したわけでもない。むしろそれは強制的な「労働義務」の具体化にほかならなかったのである。

(2) フランスの1791年9月3日憲法第1款、1793年6月24日憲法ならびに人および市民の権利の宣言（山獄党憲法）21条、1794年2月5日のプロイセン国法第2部19款1条および2条などは、「労働の自由」の確立後において、国家または地方団体（市町村教区その他）が貧民に労働もしくは救助を与えるべき責務を定めている。しかしこれらは慈恵的な公的扶助の一変態であるにすぎないのであり、「労働権」として意識されあるいは構成されたものではない。

(3) 「労働権」を最初にとらえたのは、フーリエ、コンシデラン、フィヒテ、マルロなど19世紀前半期の空想的社会主義者あるいは自然法思想家である。このうちフーリエは、彼の計画した社会秩序のもとで「労働権」が付与されることを説く、これに対し他の三者は、私有財産制度を前提として、財産権により生活を維持しえない者に対して「労働権」が与えられるべきであると

主張する。前者はいわゆる「完全な労働権」、後者は「限定的な労働権」にあたるものとみてよいであろう。<sup>③</sup>

(4) 1848年2月革命における2月25日の「臨時政府がすべての市民に労働を供与することを約する宣言」は、団結権の承認とあわせて歴史上はじめて実際政治の上で労働権を承認したものである。これはマルクスによって「プロレタリアートの革命的要求をまとめた最初の無器用な公式」<sup>④</sup>と評されたものであって、その意味ではこれは「完全な労働権」であるといえる。

しかしこの宣言にもとづき、2月26日の勅令により設立され、さらに4月27日の勅令で植民地へも拡張された「国民作業場」の試みは失敗に帰した。二月革命によって生み落とされた「社会的諸制度をもつ共和制」は、臨時政府内外の階級対立の激化によってやがて崩壊するが、「国民作業場」はブルジョアジーの最大の攻撃目標であった。「国民作業場」はルイ・ブランの提唱にかかわる「人民作業場」や社会主義に対する批判を喚起するために利用されたといわれている。

国民作業場においては、少数の熟練職業が対象とされたこともあったが、一般には労働者の前職にかかわりなく「退屈で単調で非生産的な土木事業」の日雇労働が提供されたにすぎなかった。その意味では「限定的な労働権」が認められたにとどまる。

国民作業場の解散と労働者の追放の決定は6月22日の暴動を誘発した。暴

---

③ この区別を唱えた石井照久「労働権」（同「労働基本権」62頁以下所収）によれば、「完全な労働権」とは「一般に労働の意思と能力とがあるものは、自己の属する社会において労働の機会の提供を要求する権利がある」という意味である。これに対し「限定的な労働権」とは「労働の意思と能力をもつものが、私企業等のもとでは就業しえないときに、国に対して労働の機会の提供を要求し、それが不可能なときには、相当の生活費の支払いを請求しうる権利がある」という意味である。「完全な労働権」は社会体制の変革を前提としてのみ保障されうる権利であると理解してよいであろう。なぜなら「労働の意思と能力とがある限り、すべての国民に常に適当な労働の機会を与えることができるような社会的・経済的な体制が現実に実現されていない限り、このような完全な労働権をすべての国民の具体的な権利として、国が国民に保障することは無意味であり、また不可能なことである」からである。

④ マルクス・エンゲルス全集（大月書店）7巻39頁。

動直前の6月19日の憲法草案には「労働権」が規定されていたが、暴動鎮圧後8月29日の憲法草案では労働権は姿を消し、「公共救助権」(droit a l'assistance)がこれに代った。

こうして「完全な労働権」は当時まだ実現されえなかったわけであって、以後1936年のスターリン憲法にいたるまで、「完全な労働権」は歴史の表面に現れてこないのである。

(5) 1886年にアントン・メンガーの「全労働収益権史論」が出版された。ここでメンガーは社会主義の三大経済的基本権の一つとして、全労働収益権、生存権とともに労働権を論じた。メンガーの労働権は生存権の特殊の変態、社会主義的法律秩序への経過形態、現行の財産法秩序との妥協折衷としてとらえられている。したがってそれは「限定的な労働権」である。メンガーは労働権をつぎのように定義する——「私企業者のもとにおいて労働を見出しえないすべての労働能力ある市民は、労働権によって国家または地方団体(府県、市町村)にたいし、普通の日雇賃金の支払いにたいして、普通の日雇労働を与えられるべきことを要求しうるのである」<sup>⑤</sup>。ここでは労働権の具体的内容としては、失業救済のための土木事業の如きが想定されているものと考えられる。

「全労働収益権史論」が科学的社会主義に対する偏見や誤解に満ちており、社会主義の目的を全労働収益権や生存権という法律のスローガンで要約したり、単なる失業救済であるとししか見ることのできない(限定的な)「労働権」を社会主義的法律秩序への経過形態であると理解したりすることができないことは、いまさら論ずるまでもなからう。

むしろここで見落してはならないことは、アントン・メンガーの「労働権」理解の現実的な背景として、1880年代ドイツ資本主義の社会的矛盾の激化とこれに対するビスマルクの社会政策が存在していたという事実である。19世紀前半において、慈恵的な公的扶助の一変態にすぎなかった「労働権」が、アントン・メンガーにおいては明確な権利として意識されていることに時代

⑤ アントン・メンガー、森戸辰男訳「全労働収益権史論」17頁。

の進展を見なければならない。メンガーはつぎのようにいっている。「労働権は救助権 (Recht auf Unterstützung) とは、たとえ救助が労働を授けることによって与えられる場合でも、はっきり区別されるべきものである。なぜならば、社会主義の解する労働権は、国家の側における何らの寛容にも全く基づくことなき、財産法上の債務の性質をもったもので、従ってその行使は権利者の窮迫を前提とせず、この要求の履行は貧民救助のごとく不面目な形式のもとに行なわれるべきものではない。」<sup>⑥</sup>

(6) 「全労働収益権史論」が現れるより早く1884年に、ビスマルクはドイツ帝国議会における社会主義鎮圧法の有効期間延長問題の審議にさいして、「労働権」を承認し支持する旨の演説を行なった。その中で彼は既述のプロイセン国法第二部19款1条および2条を労働権の基礎であるとしている。ビスマルクはいう、「労働権は国法公布のさいにすでに、公に宣言されているではないか。同胞の前に進み出て、私は健康であり、労働の意志があるのに、労働がないという人は、また自分に労働を与えよと言う権利をもっており、国家はこの人に労働を与える義務を負っているのである」<sup>⑦</sup>。ビスマルクの労働権は失業救済土木事業を内容とする「限定的な労働権」である。労働権の法的根拠とされたのは既述のプロイセン国法であるが、その制定当時とそれから90年をへたビスマルクの演説当時とを比較すれば、失業問題と失業対策ならびに労働権の理解の仕方にそれぞれ格段の変化がうかがわれる。国法の中にはそもそも「労働権」の概念はなかったのである。<sup>⑧</sup>

いまや「労働権」は、労働権概念抜きの労働機会の供与でもなく、少数の思想家の提言でもなく、「革命的要求の無器用な公式」としてでもなく、資本主義体制の現実の政治の中に登場してきた。この動きはその後さらに強まり、20世紀に入ると、労働権は資本主義諸国の法の中に不動の地位を確立するに至るのである。

⑥ 前掲書16頁。

⑦ 前掲書26～28頁。

⑧ 前掲書29頁。

(7) 20世紀に入って「限定的な労働権」の思想は、労働運動ないし社会主義運動によって担われるようになった。すなわちイギリスの1905年失業労働者法Unemployed Workmen's Act 制定運動の中で、同年「全国労働権協議会」National Right to Work Council がケア・ハーディの主唱により結成され、通称「労働権法案」Right to Work Bill (正しくはBill to promote work through public authorities for unemployed persons.) の制定運動へと発展した。その核心は、登録失業労働者への仕事の供与もしくは本人・扶養家族への失業手当 (maintenance) の支給を、地方失業当局に義務づける第3条であったといわれる。<sup>⑨</sup>この法案は成立しなかったが、この運動の結果として1909年職業紹介法が制定された。

(8) ワイマール憲法は歴史上はじめて、「限定的な労働権」を国民の基本権として憲法上に承認した。すなわち 163条2項は「各ドイツ人に、経済的労働によってその生計をうる可能性があたえられるべきである。かりに適当な労働の機会があたえられない限り、その必要な生計について配慮される。詳細は、特別のライヒの法律によってこれを定める」と規定した。この規定にも

⑨ Kenneth D. Brown, *Labour and Unemployment 1900~1914*, pp. 63~64, 83, 103,

⑩ 日本国憲法27条のほか、つぎのものがある。

フランス第四共和国憲法前文「各人は、労働する義務および職務を得る権利を有する」  
 イタリア共和国憲法4条「共和国は、すべての市民に対して、労働の権利をみとめ、この権利を実効的ならしめる諸条件を推進する」。同35条「共和国は、労働の諸権利を確立し、および規整することを目的とする国際的な協定および組織を推進し、助成する」。同38条「労働者は、事故、病気、労働不能および老年、その意に反する失業の場合において、彼らの生活の必要に応ずべき手段が定められ、保障される〔べきことを求める〕権利を有する」。

中華民国憲法15条「人民の生存権・勤労権および財産権は保障されなければならない」。

このほかスイス連邦憲法31条の5、34条の3、スペイン憲章24条などがある。

また世界人権宣言23条は「何人も、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を獲得し、失業に対して保護をうける権利を有する」と定めている。なおフィラデルフィア宣言3項は「総会は、次のことを達成するための計画を世界の諸国間において促進する国際労働機関の厳粛な義務を承認する」として、「(a) 完全雇用及び生活水準の向上 (b) 熟練及び技能を最大限度に提供する満足を得ることができ、且つ、一般の福祉に最大の貢献をすることができる職業への労働者の雇用」などをかかっている。国際連合憲章55条、56条も「完全雇用」の促進を国連ならびに加盟国の義務としている。岩波文庫「世界憲法集」「人権宣言集」参照。

とついでただちに具体的な請求権が国民に認められるとは解しえないとしても、「労働権」はついに憲法上の基本権とされるにいたったわけである。第二次大戦後「労働権」は多数の資本主義諸国の憲法により承認されたほか、国際機関等によっても承認されている。<sup>⑩</sup>

こうして確立された現代の「限定的な労働権」が具体的にいかなる内容のものであるかは、各国の憲法の解釈、政策や法律の展開、自主法規範などの総合的な検討によってのみ明らかにされうるのであるが、少なくとも19世紀の労働権概念のように、単に失業救済土木事業にとどまるものでないことは明らかである。いうまでもなく20世紀以降現代の諸国家では、職業紹介、職業補導、職業訓練、失業保険、失業手当、解雇制限、雇用促進、日雇労働規制などの広範囲にわたる制度が展開されており、これらはすべて「労働権」概念から演繹されるものであるといえよう（この点は後述する）。

角田豊教授は労働権内容の歴史的変転についてつぎのように要約しておられる。「メンガー・ビスマルク時代における、失業救済土木事業、貧民救助、失業保険を含まぬ社会保険。第一次大戦後のマラコウスキーにおける、職業紹介と失業保険。第二次大戦後のベンテーレにおける雇用政策（完全雇用政策と職業紹介）と失業保護（失業保険及び副次的にその他の社会保険と生活扶助）。」<sup>⑪</sup>

さらに同教授は、フリットヨフ・クンツやカメルリンクやジェラール・リヨンカーンなどの見解を総合して、「最近10年間ほどの、現代労働権思想をさぐることができよう。それは、第一には完全雇用政策をとる国の義務、第二に均等待遇と労働条件や労働環境の整備向上とがある職場に就く権利、第三に労働者の能力・適性に応じた就労のための職業教育訓練と職業紹介、第四に不当な解雇の制限である」と述べておられる。<sup>⑫</sup>

以上に引用した角田教授の論述は、学説史的にみた労働権内容の略述であって、精密な概念規定をされたものではないが、概念規定をおこなう場合の

⑩ 角田豊「失業労働法の政策的背景」学会誌労働法4号74～75頁。

⑫ 角田豊「労働権」新労働法講座1巻、137頁。



問題点として、ここで二点ほど指摘しておきたい。第一は、「完全雇用政策をとる国の義務」を「労働権」の内容と認めることができるか否か、かりに認めるとしても、それは具体的にいかなる権利義務であるか、という点である。第二は「均等待遇と労働条件や労働環境の整備向上」を「労働権」の内容と認めることができるか否か、という点である。この点は労働法の体系化ないし領域区分と密接に関連する問題である。

(9) 二月革命いらい姿を没していた「完全な労働権」は、1936年ソビエト社会主義共和国同盟憲法によって確立された。すなわち同憲法 118条は「ソ同盟の市民は、労働の権利、すなわち、労働の量と質に応ずる支払いをともなう保障された仕事を獲得する権利を有する。労働の権利は、国民経済の社会主義的組織、ソビエト社会の生産諸力のたゆみない増大、経済恐慌の可能性の排除、および失業の解消、によって保障される」と規定している。

第二次大戦後成立した社会主義諸国の憲法においても同様の規定がなされているが、社会主義建設の過渡期における不可避免的な失業の存在を前提として、これに対する生計の保障がなされた例もある。この場合は「限定的な労働権」に現象的には類似するが、それは社会主義建設の進行にともなう「完全な労働権」の実現を予定したものであるのみならず、既に私有財産制度ないし資本主義的生産関係が基本的に否定された社会における権利である点において、市民法秩序の基礎の上にある資本主義諸国の「限定的な労働権」とは基本的にことなるものであることは、いうまでもない。

---

⑬ 角田豊「労働権」前掲書132～135頁。